

農地法第3条の3の規定による届出に伴う書類一覧

書類		部数	注意事項
1	農地法第3条の3の規定による届出書	1	申請者及び筆数が多い場合は、別紙も記載してください。
2	土地の登記事項証明(全部事項証明書)	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 登記されている住所と現住所が異なる場合は、4をご参照ください。
3	委任状	1	申請が代理人の場合に提出が必要です。 証明を受けようとする方が、 自署または記名押印したもの をご用意ください。

該当する場合は、以下の書類も併せてご提出ください。

書類		部数	注意事項
4	住民票、住居表示変更証明、法人登記事項証明書、戸籍の附表等	いずれか1	土地の登記事項証明書の住所・氏名と届出書との住所・氏名が異なる場合 原本(発行より3ヶ月以内のもの)

(注意事項)

- 受理証明書発行までは、2営業日程度かかります。
- 原本還付を希望する方は、原本と写しの両方を持参してください。